



熱中症対策に資する現場管理費補正を 試行します



近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場における安全対策として熱中症対策を進めるために、真夏日に施工した日数に応じ現場管理費を補正する工事の試行を令和3年7月1日から始めます。

試 行 の 概 要

1 対象工事

以下の全てに該当する工事が対象（ただし、単価契約工事は除く）

- (1) 土木工事及び土木工事に準じて積算を行っている機械設備工事及び電気設備工事、水道工事等
- (2) 令和3年4月1日以降に契約を締結した工事または
令和3年1月1日以降に契約を締結したゼロ債務負担行為設定工事
- (3) 主たる工種が屋外作業である工事 など
- (4) 熊谷市内の工事

2 真夏日の考え方

以下のいずれかに該当する場合、真夏日としてカウント

- (1) 環境省公表の暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上
- (2) 気象庁公表の地上気象観測所の日最高気温が30℃以上
（新型コロナウイルス対策に伴い当面の間は28℃以上）
- (3) 夜間工事においては、作業時間帯が（1）または（2）に該当

3 補正の方法

- (1) 真夏日率の算出

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (2) 補正值の算出

$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}(1.2)$$

- (3) 算出した補正值を現場管理費に加算補正して設計変更

【お問い合わせ】

総務部契約課

TEL : 048-524-1111（内線 511）

